

府中市

協働事業提案制度

令和5年度募集要領

府中市では、「きずなを紡ぎ 未来を拓く 心ゆたかに暮らせるまち 府中」の実現に向けて、市民と市との協働によるまちづくりを進めています。

「協働事業提案制度」は、府中をよりよいまちにするために、地域課題の解決に向け、市民（団体）と市が協働して実施するものです。

① 行政提案型協働事業

② 市民提案型協働事業

協働って??

協働とは、異なる立場の人たちが、それぞれ得意なことをいかし、協力して地域の課題を解決することをいいます。

■ 事前相談期間

令和4年7月1日（金）～8月1日（月）

※要事前連絡。事前相談がない事業については、書類の提出はできません。

※事前相談フォームから、ご相談ください。なお、オンラインや窓口でのご相談も可能ですので、市民活動センターへご連絡ください。

問合せ先

（事前相談について）

府中市市民活動センター プラッツ

〒183-0023 府中市宮町1-100

電話：042-319-9703 FAX：042-319-9714

E-mail：info@fuchu-platz.jp

（制度について）

府中市市民協働推進部 協働共創推進課

〒183-0056 府中市寿町1-5

電話：042-335-4414 FAX：042-365-3595

E-mail：siminkyodo01@city.fuchu.tokyo.jp



目 次

はじめに	1
I 協働事業提案制度とは	3
1 協働事業提案制度とは	3
2 協働事業提案制度の種別	3
3 提案できる団体	3
4 対象事業	4
5 事業経費	4
6 協働事業提案制度のながれ	7
7 応募方法	8
(1) 事前相談・提案書等の提出	
(2) 市担当課との調整	
(3) 提案書等の再提出	
8 選考	10
(1) 選考方法	
(2) 選考基準	
(3) 選考結果通知	
9 事業実施	11
(1) 市担当課と打合せ	
(2) 事業の実施に係る留意事項	
(3) 事業のPR	
10 事業の終了	12
(1) 事業の振り返りの実施	
(2) 報告会の開催	
II 「行政提案型協働事業」募集テーマ	13
III 必要な書類とその記入方法【市民提案型協働事業】	18
IV 必要な書類とその記入方法【行政提案型協働事業】	29
V 総合計画該当チェックシート	38
VI 提案型協働事業審査基準	41
VII 府中市市民提案型協働事業補助金交付要綱	42
VIII よくある質問	45

はじめに

● 本市が目指す市民協働の姿

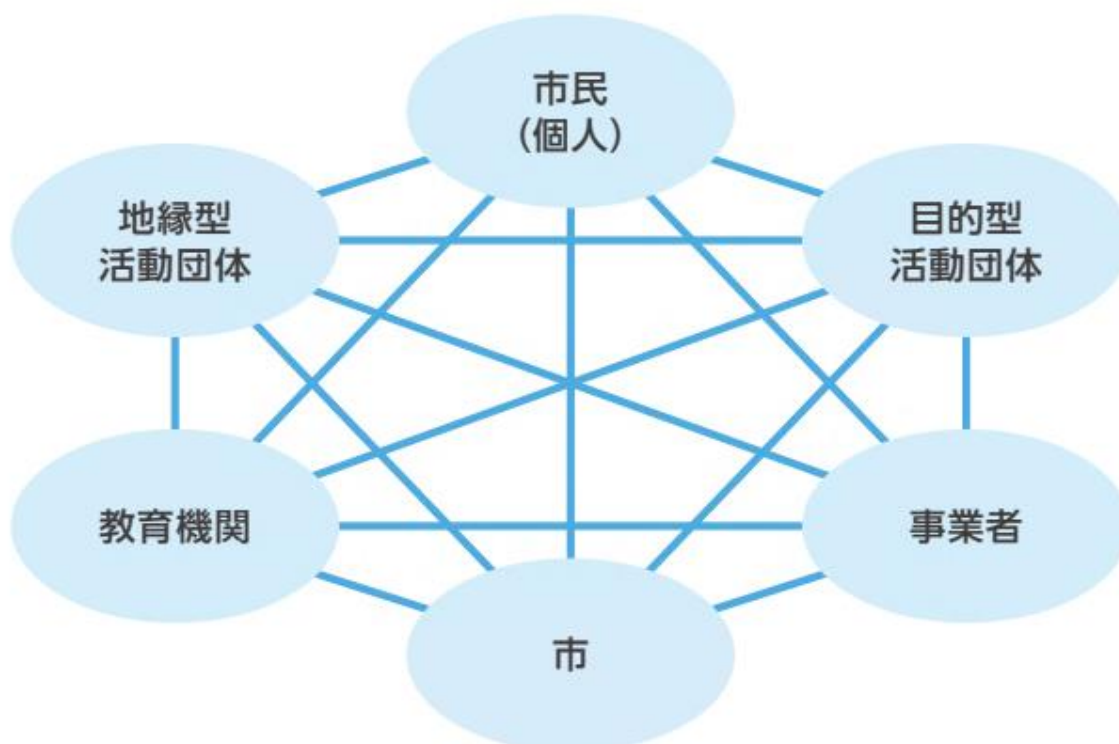
府中市らしい協働によるまちづくりに当たっては、取り組む課題や地域の特性によって、市民と市との協働だけではなく、例えばNPOと自治会、また、教育機関や事業者、あるいはこれらに市を含めた協働など、様々な主体間の取組がますます重要になります。

各主体がそれぞれの持つ強みをいかし、連携・協力し合うことで、多くの市民が心ゆたかに暮らせるまちを創っていきます。

様々な主体が、多様な組合せによって協働することで、更なる相乗効果が生まれ、複雑化・多様化する地域課題への解決に向けて、きめ細かく、柔軟に対応できる可能性が広がります。各主体の多様な組合せによって相乗効果が発揮できるよう、プラッツなどの中間支援組織が、主体同士をつなぐ役割を果たします。また、各主体が、中間支援の機能を担う場合もあります。

(「府中市市民協働の推進に関する基本方針」より抜粋)

市民協働による府中市総合計画に掲げる都市像の実現



各主体が協働し、心ゆたかに暮らせるまちを実現します。

● 「市民協働の原則」とは？（「府中市市民協働の推進に関する基本方針」より抜粋）

協働事業を実施する主体は、次の6つの原則を尊重して進める必要があります。

1 目的共有の原則

地域課題の解決や社会的な目的の実現に向け、公益的な価値を相乗的に生み出すために協働することを、相互に理解・認識します。

2 対等の原則

対等な協力関係にあるとの認識の下、役割分担を明確にして、それぞれが責任を持って取り組みます。

3 相互理解の原則

対話を通じ、十分なコミュニケーションを図り、互いの立場や特性について理解を深めるとともに、信頼関係を築きます。

4 自主性尊重・自立化の原則

それぞれの特性や長所をいかせるよう、その自主性を尊重するとともに、各主体が自立して活動できるよう、取組を進めます。

5 評価の原則

協働の質や効果を高めるため、一定の時期に協働事業を客観的に評価・検証します。

6 情報公開の原則

透明性を高め、信頼関係を築くため、協働事業に関する情報を積極的に公開します。

● 市民と市との協働に適している事業

協働に適していると考えられる事業として、次のような性質のものが想定されます。適性を有する事業については、更に協働により実施すべき事業か、効果等を検討し、総合的に判断します。

（「府中市市民協働の推進に関する基本方針」より抜粋）

★性質上の視点

- 1 きめ細やかで柔軟な対応が求められる事業
- 2 専門性・先駆性が求められる事業
- 3 広く市民が参加することが求められる事業
- 4 地域の実情に合わせて実施することが必要な事業

★効果の視点

- 1 市民のニーズ（解決すべき地域課題）はあるか。
- 2 協働により地域課題を解決することについて効果が見込めるか。
- 3 協働により各主体の特性がいかせるか。
- 4 総合計画や各種計画との整合は取れているか。
- 5 経費は妥当か。

I 協働事業提案制度とは

1 協働事業提案制度とは

この制度は、府中をよりよいまちにするために、市民の皆さんのアイデアやノウハウを生かした事業の提案を募集し、市民と市の協働で事業を実施することで、地域課題の解決を目指すための制度です。

2 協働事業提案制度の種別

協働事業提案制度には、次の2種類があります。

市民提案型協働事業

市民の自由な発想に基づき、協働事業の実施を市に対して提案できる制度です。

行政提案型協働事業

市が定めた地域課題に係るテーマに基づき、協働事業の実施を市に対して提案できる制度です。

※ 令和5年度の募集テーマについては、P.13をご参照ください。

3 提案できる団体

次の要件を全て満たす団体が対象となります。

法人	法人格のない市民活動団体
・法人格を有すること。	・府中市内に活動の拠点を有し、5人以上の構成員で組織されていること。
・定款、規則、会則その他の組織の運営に関する基本的事項を定めたものを有すること。 ・適切な会計処理が行われていること又は行われる見込みがあること。 ・政治活動又は宗教活動を目的としていないこと。 ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下でないこと。 ・無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）の規定による処分を受けている団体又はその役職員若しくは構成員の統制下でないこと。	

4 対象事業

(1) 市民サービス向上の観点から、地域課題や社会的な課題の解決に向けて、対象団体が自ら企画・提案し、役割分担に基づいて市と協働で実施する事業で、具体的な効果が期待できる事業。

(2) 原則として単年度（※）で完了する事業。

※ 令和6年3月31日までに完了することを要します。

<以下の事業は対象外>

市民提案型協働事業	行政提案型協働事業
<ul style="list-style-type: none"> ・ 営利を主たる目的とするもの ・ 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの ・ 政治活動又は宗教活動を目的とするもの ・ 施設等の建設及び整備を目的とするもの ・ 政策立案のための調査など、政策の提案に関するもの ・ 学術的な研究事業に関するもの ・ 地区住民の交流事業等の親睦のみを目的とするもの 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国、地方公共団体及びそれらの外郭団体からの助成を受けているもの ・ その他市長が不適当と認めるもの 	—

5 事業経費

市民提案型協働事業は「補助金」、行政提案型協働事業は原則「委託料」となります。

(1) 上限額

市民提案型協働事業	行政提案型協働事業
補助対象経費の合計額の2分の1に相当する額で、上限50万円の補助金。	※ 各事業の委託料については、担当課と協議し決定。

※ 本事業については、令和5年度予算の可決後に正式に実施が決定されます。

(2) 対象経費

実施する事業に直接要する必要不可欠な経費が対象です。団体の経常的な運営にかかる経費は対象外となります。

科目	対象となる経費の例	市民提案型	行政提案型
報償費 (謝礼金)	外部から招へいする講師・専門家等に対する謝礼 ※ 団体構成員に対する謝礼は不可。ただし、講演会などで団体構成員が講師となる場合は可。 ※ 講師謝礼としての図書券、商品券等の金券、菓子折り等は対象外。	対象	対象

	※ <u>金額については原則として P.6 府中市謝礼金に関する基準単価（抜粋）を上限に算出してください。</u> (原則に沿えない場合は事前にご相談ください。)		
消耗品費	協働事業の実施のために必要な文具・用紙等事務用消耗品費、材料費 ※ 短期間、又は一度の使用で消費されてしまうもの、長期間の保存に耐えないもの。	対象	対象
印刷製本費	事業で使用する資料等のコピー代、事業を周知・PRするためのチラシ・ポスター等の印刷費、事業成果物（パンフレット等）の印刷費	対象	対象
通信運搬費 (郵送・交通費)	資料や案内等を送付するための郵送料（切手、はがき代等）、打合せや事業実施のために要する交通費 ※ 外部から招へいする講師・専門家の交通費は謝礼に含める。	対象	対象
保険料	事業に係る保険料	対象	対象
使用料・賃借料	打合せや事業実施のために必要な会場使用料、事業実施のために必要な資機材のレンタル料	対象	対象
設営費	事業実施のために必要な会場の舞台装置・設備等の設営費	対象	対象
人件費	事業実施のための直接的に要する人件費 (基準単価 1,050 円×時間数) ※ 人件費積算表をご提出ください。 ※ 基準単価は東京都の最低賃金を参考にしています。 ※ 実績報告時には、次の資料の提出が必要です。 ・雇用契約がある場合：雇用契約書、作業日報（写真有） ・雇用契約がない場合：作業日報（写真有）、領収書（補助事業に直接従事した時間数×基準単価で積算した額の領収書） ※ 作業時間の積算に不正が認められる場合は返還となります。	対象	対象
賄費	事業実施当日に、1日を通して事業を実施する場合や、外部講師が講演等を行う際の飲食代 ※ 事業実施者が消費するための飲食代は対象外。 ※ 弁当代700円以内（飲料等含む）	対象外	対象

<以下の経費は対象外>

- ・団体等の運営に係る人件費（事業実施のために直接的に要する人件費以外の人件費）
- ・日常の団体運営や活動に要する消耗品費、備品費
- ・事務所の賃借料、光熱水費・・・など

(3) その他

ア 事前に見積りを徴取している場合は、書類の提出の際に添付してください。

イ 市民提案型協働事業の補助金・行政提案型協働事業の委託料は、ともに「前払い」となります。

ウ 行政提案型協働事業は、原則「委託事業」となりますが、収益事業ではなく「精算」となります。

エ 市民提案型協働事業の消費税等仕入控除税額について

税制上、補助金は消費税（地方消費税を含む。以下同）の課税対象とならない（不課税）ため、事業者には消費税を含む補助金が交付された場合、補助金として受けた消費税も事業者の売上げにともなう預かり消費税（仮受消費税）の対象にはなりません。

補助事業に係る課税仕入れにともない、還付金が発生することとなるため、この還付と補助金交付が二重にならないよう、原則として予め補助対象経費から消費税額を減額しておくこととします。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障をきたす恐れがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ① 消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ② 免税事業者である補助事業者
- ③ 簡易課税事業者である補助事業者



支出してしまった経費であっても、内容が適切でないものについては対象外となり、返還していただくこととなります。疑問がある場合は、**支出する前**にご相談ください。

また、事業の実績額が、すでに交付した額を下回る場合は差額を返還していただくこととなりますので、ご承知おきください。

府中市謝礼金に関する基準単価（抜粋）

分類	講師等の区分	謝礼基準 (1時間あたり)
知識・教養等の講座及び講習会に係る謝礼金	大学教授・助教、医師、弁護士、公認会計士、著名民間学者、一流ジャーナリスト、民間企業最高管理者層、国局部長級	13,000円以内
	大学准教授、短期大学教授、民間専門研究家、民間企業上級管理者層、国課長級、弁理士、不動産鑑定士、高等専門学校教授、校長（都職員を除く）	11,500円以内

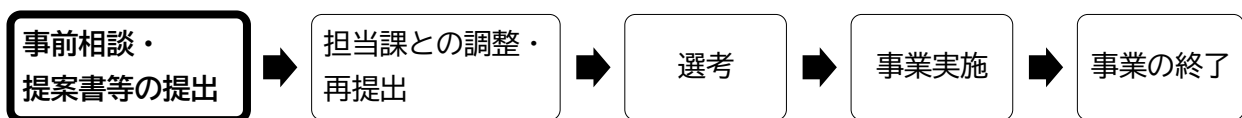
研修会、講演会等に係る謝礼金	大学講師・助教、短期大学准教授・講師等、民間技術者、民間企業下級管理者層、税理士、国課長補佐級、高等専門学校准教授・教頭（都職員を除く）、NPO 法人役員	10,000 円以内
	大学助手、民間一般技能者、民間企業監督者層以下、国係長級以下、教諭（都職員を除く）	9,000 円以内
	上記以外の方（知識経験者、各種専門家、NPO 法人役員以外等）	7,000 円以内
健康増進・スポーツ・レクリエーション・及び文化センター事業、公民館講座の料理・趣味実用講座に係る謝礼金	市内文化団体・体育団体・自主グループ等の指導者	
	指導員（3人以上）…全指導員合計の謝礼額の上限は1時間あたり6,500円	6,500円以内
	指導員（1人又は2人）…1人当たりの謝礼額の上限は1人あたり3,000円	3,000円以内
	体育・レクリエーション等の指導者	
	主任指導者（A）	3,800円以内
	主任指導者（B）	2,800円以内
	サブ指導者	1,900円以内
	アシスタント 体育指導員	1,300円以内

6 協働事業提案制度のながれ

時期	内容	備考
令和4年 7月	○広報掲載（7月1日号） ○募集開始（7月1日～） ○募集要領公表	お早めに、事前相談フォーム等からご相談ください。
8月	○事前相談（8月1日〆切） ※必須 ○提案書等の提出（8月10日〆切） ○市担当課との調整	事業実施計画書や予算書等、可能な範囲で書類を記載の上、企画している事業のイメージを事前に <u>市民活動センター</u> に相談してください。
9月	○提案書等の再提出（9月6日〆切）	担当課との調整後、修正のうえ、書類を <u>協働共創推進課</u> に再提出してください。
10月	○公開プレゼンテーション（10月上旬）	※ 本事業は、令和5年度予算の可決後に、正式に実施が決定されます。
11月	○公開プレゼンテーション結果通知 ○内容等の調整及び書類の再提出	選考の結果、付帯条件がある場合は市担当課と調整のうえ、 <u>協働共創推進課</u> に書類を再提出してください。

令和5年 3月	○令和4年度予算の可決（3月下旬）	
4月～	—事業実施— ○事業実施に向けた打合せ ○事業実施 ○事業の終了	
令和6年 5月	令和5年度提案型協働事業報告会	

7 応募方法



(1) 事前相談・提案書等の提出

ア 事前相談

提案団体が企画・検討している事業のイメージを把握するため、事前相談を必須としています。必ず、期間中（7月1日（金）から8月1日（月）まで）に提出書類を記載のうえ、市民活動センターにご相談ください。

※ 事前相談フォームからご相談ください。

<https://6b9c1877.form.kintoneapp.com/public/79a73f4aad0bd3a3ff7dfc6345e86a9854fc5e6208567c3898027e78f9273b6b>



また、窓口やオンライン（Zoom）による事前相談も可能ですので、市民活動センターへご連絡ください。

※ 事業のイメージを把握することを目的に行うため、提出書類については、未記入の箇所があっても構いません。

※ 提出書類を事前にメール等で送っていただくと、打合せがスムーズになります。

イ 提案書等の提出

事前相談を踏まえ、書類に修正がある場合は、8月10日（水）までに市民活動センターへご提出ください。

※ 事前相談期間中に相談がない事業については、書類の提出はできません。

※ 締切直前は混み合うことが想定されますので、お早目にご提出ください。

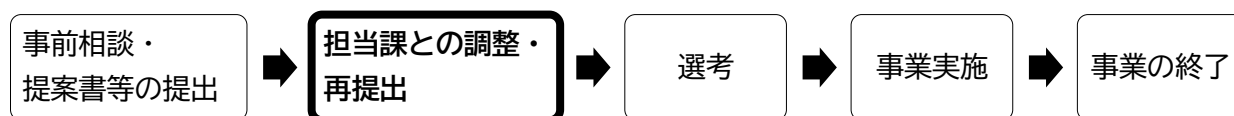
ウ 提出書類

事業の提案に当たっては、次の書類を提出してください。

市民提案型協働事業	行政提案型協働事業
<ul style="list-style-type: none"> ・府中市市民提案型協働事業提案書（事業実施計画書） 	<ul style="list-style-type: none"> ・府中市行政提案型協働事業提案書（事業実施計画書）
<ul style="list-style-type: none"> ・ロジックモデル ・事業収支予算書 ・人件費積算表（※人件費を計上する場合のみ） ・見積書の写し（※徴取している場合のみ） ・団体概要書 ・団体の定款・規約・会則 ・役員・会員名簿 	

エ その他

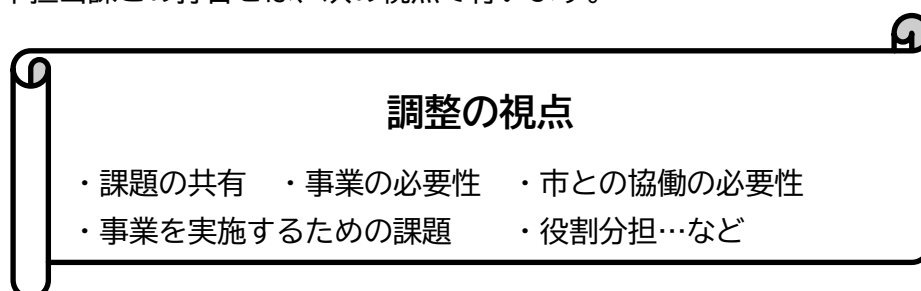
- ・応募に係る費用（紙代・通信運搬費等）は、応募団体の負担とします。
- ・提出いただいた書類等は返還いたしませんので、必ず写しを保管しておいてください。
- ・応募は1団体につき、1制度1事業（1提案）とします。
- ・新型コロナウイルス感染症への対策もご検討いただき、事業が中止とならないよう、内容を工夫のうえ、ご提案ください。



(2) 市担当課との調整

実効性の高い効果的な協働事業とするため、提出いただいた書類をもとに、具体的な事業内容について、提案団体と市担当課、市民活動センター及び協働共創推進課とで調整を行います。

なお、市担当課との打合せは、次の視点で行います。

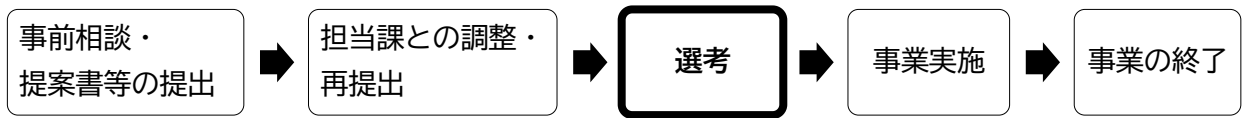


※ 調整の結果、協働事業としての実施上の課題を整理することができなかった場合は、公開プレゼンテーションに進むことはできません。

(3) 提案書等の再提出

市担当課との調整を受けて、協働事業内容や予算の見直し等修正が必要となった場合は、提案書を再提出いただきます。提案書等は選考に用いられますので、**9月6日（火）**までに、協働共創推進課へ、ご提出ください。

8 選考



(1) 選考方法

選考は提出いただいた書類と公開プレゼンテーションで行います。

公開プレゼンテーションは、①提案団体及び市担当課によるプレゼンテーション、②審査員との質疑で行います。

※ 提案書を提出しても、プレゼンテーションに参加しない場合は、選考の対象となりません。また、選考の時点では、提案された事業の実施が保証されるものでもありませんのでご注意ください。

※ 公開プレゼンテーションの日程や時間帯など、詳細は後日お伝えします。

(2) 選考基準

次の表で掲げる項目について、審査員が点数化します。(P.41 審査基準を参照)

審査項目	審査の視点（ポイント）
提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域課題をデータ等により具体的に認識・分析し、市民や地域のニーズを的確に捉えているか。 ・ 新しい視点と創意により組み立てられた事業か。
事業の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不特定多数の市民の利益又は社会全体の利益につながるもので、市が関わることがふさわしい事業であるか。 ・ 事業内容や実施方法は具体的かつ現実的に考えられているか。 ・ 事業を行う事により達成しようとする目標や成果は明確になっているか。 ・ 費用対効果の視点に立った検討がされているか。
事業成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業に継続性があるとともに、制度適用期間後にわたる自主的な活動による発展性・将来性があるか。 ・ 多くの市民が関わりを持つなど、市民力や地域力の向上につながるか。
協働の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課題解決のために協働という手法が必要か。 ・ 団体と市の役割分担が明確かつ妥当なものであるか。 ・ 課題解決のために協働を行う事によって、相乗効果・波及効果、市民サービスの向上が期待できるか。
実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施に必要な専門的な知識や技術、実績・体制などがあると認められる団体か。 ・ 団体と市がそれぞれの特性や違いを認め合い、共通認識に立って進めていくことができる事業となっているか。 ・ 実現可能で、継続性を考慮した予算の積算が行われているか。 ・ 提案書や提案説明で、事業のポイントや団体の熱意を的確に伝えられているか。

(3) 選考結果通知

事業の選考結果は、提案団体及び市担当課に通知します。

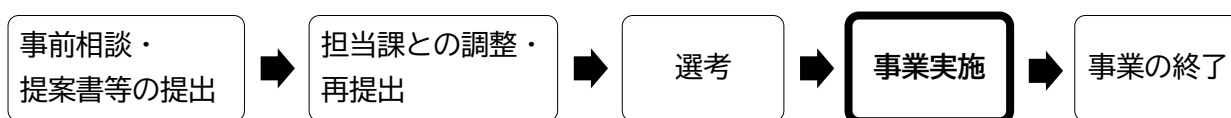
事業が採択された場合、次の書類を協働共創推進課へご提出ください。

なお、選考の結果、付帯条件がある場合は、市担当課と調整のうえ、ご提出ください。

市民提案型協働事業	行政提案型協働事業
<ul style="list-style-type: none">・府中市市民提案型協働事業補助金交付要望書・府中市市民提案型協働事業提案書（事業実施計画書）（※付帯条件を踏まえて変更がある場合）	<ul style="list-style-type: none">・府中市行政提案型協働事業提案申込書・府中市行政提案型協働事業提案書（事業実施計画書）（※付帯条件を踏まえて変更がある場合）
<ul style="list-style-type: none">・事業収支予算書（※付帯条件を踏まえて変更がある場合）・その他すでに提出しているものから変更があった書類	

※ 本事業は、令和5年度予算の可決後に、正式に実施が決定されます。

9 事業実施



※ ここからの手続は、令和5年度予算可決後の、令和5年3月下旬以降からとなります。

(1) 市担当課と打合せ

事業決定後、実施に向けて、協働相手となる市担当課と、事業目的や内容、役割分担等について、改めて打合せを実施します。

(2) 事業の実施に係る留意事項

ア 事業を進めるに当たっては、定期的に情報や意見を交換しながら、P.2「市民協働の原則」に基づいて実施してください。

イ 事業開始後は、原則として、事業内容や補助金額及び委託料の変更はできません。

なお、やむを得ない事情により、事業途中で事業内容等に大幅な変更が必要となる場合や、事業を中止しなければならない場合等は、分かり次第早急に、かつ必ず事前に、市担当課及び協働共創推進課に相談してください。

ウ 提案書等に係る全ての記載事項は、本事業の目的・趣旨の範囲で、協働事業の具体的な事例として、個人情報を除き、市ホームページ等で事例としてご紹介させていただきます。

エ 事業実施に当たっては、個人情報の取扱いに十分ご注意ください。

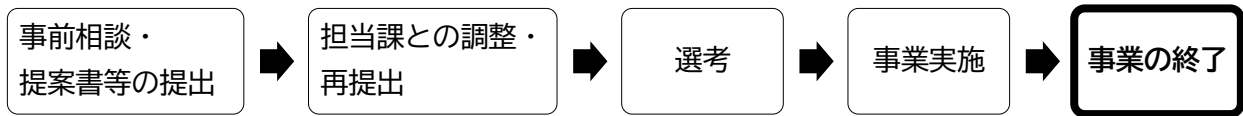
(3) 事業のPR

協働事業の実施に当たり、作成するチラシ、ポスター、冊子、看板等に「令和5年度府中市市民提案型協働事業」又は「令和5年度府中市行政提案型協働事業」と明記してください。

※ 団体内部や市との打合せに用いる資料等への明記は不要です。

また、SNSなどを活用した積極的な周知をご検討ください。

10 事業の終了



(1) 事業の振り返りの実施

ア 事業終了後、速やかに市担当課と事業の振り返りを行ってください。

イ 振り返りの結果を踏まえて、事業終了後30日以内に「実績報告書」を協働共創推進課に提出してください。

※ 3月に実施した事業でも、3月31日までに「実績報告書」を提出してください。

(2) 報告会の開催

事業実施の翌年度、事業の実施結果や成果、協働で実施した際の課題や気付き、改善点等を発表する「報告会」に出席してください。

Ⅱ 「行政提案型協働事業」募集テーマ

令和5年度の募集テーマは、次の表のとおりです。

各事業の事業概要書を確認し、テーマに沿った事業を提案してください。

事業テーマ	募集概要	主管部課名
商店街の空き店舗を活用した商店街活性化事業	商店街の空き店舗を活用し、子どもや子育て世帯が集まる場を設置する。そして、集まった人々が商店街を利用し、商店街が活性化する仕組みづくりを行う。	生活環境部 産業振興課
マイナンバーカード交付	マイナンバーカード普及促進のためのPR事業	市民部 総合窓口課

府中市行政提案型協働事業 事業概要書

事業テーマ	商店街の空き店舗を活用した商店街活性化事業
概要	商店街の空き店舗を活用し、子どもや子育て世帯が集まる場を設置する。そして、集まった人々が商店街を利用し、商店街が活性化する仕組みづくりを行う。
1 テーマを提案した理由	
<p>近年、大規模商業施設や通信販売の利用などから、市内商店街の空き店舗が目立つようになり、商店街自体のイメージも空洞化により悪化する可能性がある。</p> <p>また、令和2年度に実施した商店会長向けアンケート調査によると、空き店舗が存在する商店街の中で、空き店舗について「問題視しているが対策を取っていない」という商店街が5割以上あり、商店街単独で取れる対策として限界がある。</p> <p>さらに、商店街は商業活動を行うだけでなく、地域住民の交流の場や商店による見守りの役割も担っている。空き店舗を活用した事業を行うことで、これらの役割を果たし地域課題に取り組みつつ、商店街のにぎわいを創出し、商店街全体の活性化につなげていきたい。</p>	
2 想定する提案イメージや役割	
<p>【提案イメージ】 商店街の空き店舗を活用し、子どもや子育て世帯が集まる場を設置し、利用回数に応じてポイントを付与し、商店街内で使える割引券を発行するなど、集まった方々が商店街を利用しやすくなる仕組みづくりを商店会と共に協力してつくる。</p> <p>【市の役割】 府中市商店街連合会を通して商店会長に情報提供を行うなど調整する。また事業の周知を行う。</p> <p>【市民の役割】 空き店舗を活用して子どもや子育て世帯が集まる場を創設し、管理、運営する。さらに、その場に集まった人々が商店街を利用しやすくなる仕組み（利用回数に応じてポイントをもらい、商店街内で使える割引券をもらえる等）を商店会と共に協力してつくる。</p>	
3 現状や課題	
<p>【現状】 令和2年度に行った商店会長向けのアンケート調査によると、商店街内の空き店舗件数が3店舗以上ある商店街が4割以上あり、空き店舗対策は、特段行われていない状況</p>	

<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空き店舗を活用する際、その商店街の立地特性に合わせたターゲットとなる対象者の設定を行い、事業展開する必要がある。 ・ 空き店舗を活用して事業を行うだけでなく、そこに集まる人々が商店街を利用しやすくなる仕組みづくりを商店や商店会を巻き込んでつくる必要がある。 	
<p>4 協働により期待する効果</p> <p>空き店舗を活用し、地域住民の交流の場や見守りの役割を果たす場としつつ、そこに集まる人々が商店街を利用しやすくなる仕組みづくりを商店会と行うことで、商店街を利用するきっかけをつくり、商店街を身近な存在に感じてもらい、最終的には商店街の活性化を期待する。</p>	
<p>5 効果の測定方法（4の効果をどうやってはかることができるか）</p> <p>空き店舗を活用して集まった人々が、商店街を利用しやすくなる仕組み(イベント等)に参加した人数で測定する。</p>	
<p>6 提案者に求めるもの</p> <p>空き店舗を活用し、地域住民の交流の場や見守りの役割を果たしつつ、そこに集まる人々が商店街を利用しやすくなる仕組みづくりを提案し、商店会と調整を行うことができる。</p> <p>また、子どもが集まる場として空き店舗を活用する際は、年齢層によっては安全に預かれる環境（保育士の確保等）をつくることができる。</p>	
<p>7 その他留意点</p> <p>空き店舗を活用した事業展開の内容によっては、関係課との調整が生じる可能性がある。</p>	
<p>8 担当課</p>	<p>生活環境部 産業振興課 商工係</p> <p>電話:042-335-4142 mail:shoukou@city.fuchu.tokyo.jp</p>

府中市行政提案型協働事業 事業概要書

事業テーマ	マイナンバーカード交付
概要	マイナンバーカード普及促進のためのPR事業
1 テーマを提案した理由	
<p>マイナンバーカードはこれからのデジタル社会における基盤となるツールであり、本人確認書類やマイナンバーの証明書類としてだけでなく、コンビニなどで各種証明書を取得できるほか行政手続きをオンラインで申請できるメリットもある。しかしながら、当市においては交付率が全国平均より低い状況であることから、市民のカードに対する理解を深め、普及促進の担い手づくりをしたい。</p>	
2 想定する提案イメージや役割	
<p>【提案イメージ】 市民がカードを作成しない理由を把握するアンケート、市民がカードへの理解を深める普及啓発、取得促進に繋がるカード申請サポート事業等の効果的な実施</p> <p>【市の役割】 ・資料の提供、打ち合わせ場所の確保、広報活動、資料の印刷 ・カードを円滑かつ効率的に交付する環境の整備</p> <p>【市民・事業者の役割】 ・普及促進に繋がるイベントの企画・運営、チラシの作成・印刷、アンケートの実施</p>	
3 現状や課題	
<p>【現状】 国は、マイナンバーカードを「令和4年度（今年度）末までにほぼ全国民に行きわたること」を目指しているが、全国的に交付率は伸び悩んでいる。府中市については6月1日時点で交付率44.1%となっており、全国平均より低い。</p> <p>【課題】 普及促進のための手立てが確立されていない。取得促進に向けた市民のニーズをつかみながら普及させる仕掛けが必要である。</p>	
4 協働により期待する効果	
<ul style="list-style-type: none"> ・市民の中でカードへの興味関心が高まり、交付率が上がる。 	
5 効果の測定方法（4の効果をどうやってはかることができるか）	
<ul style="list-style-type: none"> ・協働事業実施後の交付率 ・アンケート結果（カードへの理解・課題の把握など） 	

6 提案者に求めるもの	
<ul style="list-style-type: none"> ・カードに関する知識があること ・イベントの実施ができること ・テーマに関する熱意があること 	
7 その他留意点	
8 担当課	市民部 総合窓口課 窓口第1係 電話:042-335-4333 E-mail : soumado02@city.fuchu.tokyo.jp

Ⅲ 必要な書類とその記入方法【市民提案型協働事業】

【府中市市民提案型協働事業提案書（事業実施計画書）】

- 1 第7次総合計画の位置付け
P.38～40に記載の総合計画該当チェックシートを確認のうえ、該当する施策番号及び施策名を記入してください。
- 2 事業の目的
事業の目的を簡潔に記入してください。
- 3 事業の必要性
事業を計画した背景にある地域課題や行政課題について、課題の解決や市民サービスの向上をねらいにしていることを、整合性、市民要望など、根拠も示して記入してください。
- 4 事業実施時期
事業の実施日（イベント等を行う予定の日）を記入してください。
- 5 実施場所
事業を行う予定や想定している場所を記入してください。
- 6 対象者
どういった方を対象としているか（例 市民、20歳以上の女性、子育て中のママ、60歳以上の男性など）を記入してください。
- 7 実施内容
どのような内容の事業を行うかを記入してください。
- 8 市担当課
提案事業の協働先である市の担当課を記入してください。（複数の協働先がある場合は全て記入してください。）
- 9 他団体との連携
他団体との連携の有無について記入してください。ある場合は団体名も記入してください。
- 10 期待する事業成果
事業を実施することにより、団体・市・市民にとってどのような効果や成果があるかを記入してください。
- 11 事業の成果の活用方法及び将来の展望
事業の成果をどのように捉え、今後どのように活用していくのかを記入してください。
- 12 協働の必要性
協働の手法で市と事業を実施する必要性について記入してください。
- 13 協働することによるメリット
協働の手法で市と事業を実施するメリットをそれぞれ記入してください。
- 14 協働することによる相乗効果
協働で実施することで、事業にどのような効果があるか記入してください。
- 15 役割分担
協働事業を実施するに当たって、団体が担う役割と市の担当課が担う役割をそれぞれ記入

してください。

16 事業実施スケジュール

事業の具体的なスケジュールと内容などを、時系列でできるだけ詳しく記入してください。

(いつ、どこで、だれと、だれを相手に、どのように、何をするか、など。)

※ 別紙で作成いただいても構いません。(その場合、記入欄に「別紙のとおり」と記入してください。)

17 事業のアピールポイント

創意工夫した点や、事業への思いなどを記入してください。

18 総事業費

事業実施に係る金額を記入してください。なお、「事業収支予算書」と金額を合わせてください。

【ロジックモデル】

1 インプット (団体の資源)

活動の実施に必要な、団体が保有するヒト・モノ・カネ・ノウハウなどの資源を記入してください。

2 活動 (提案内容)

今回の提案事業で実施する活動の概要を記入してください。

3 アウトプット (活動の結果)

活動によって直接得られる、活動直後の結果 (ある程度コントロールが可能なもの) を記入してください。

4 短期アウトカム (事業終了時変化)

活動やアウトプットにより後からやってくる変化・成果 (補助事業終了時点) を記入してください。

5 長期アウトカム (ビジョン)

短期達成は困難だが、活動が将来的に目指す社会変化や目的・ビジョンを記入してください。

【事業収支予算書】

1 収入の部

交付要望額や自主財源等、事業に係る収入を記入してください。

参加費を徴収する事業も可能ですので、今後の自立性や継続性確保のためにも、できるだけ自主財源の確保に努めてください。

2 支出の部

費目ごとに分類し、事業に係る支出を記入してください。

また、各費目の積算内訳 (品目、単価、数量等) を明示してください。

【人件費積算表】 （※人件費を計上する場合のみ）

- 1 氏名
作業を行うスタッフの氏名を記入してください。
- 2 作業内容
人件費として計上する作業の内容を詳しく記入してください。
- 3 時間数
作業時間を記入してください。（単位：時間）
- 4 金額
作業時間数×基準単価（1,050円）の金額を記入してください。（単位：円）

【府中市市民提案型協働事業補助金交付要望書】 〈採択された場合のみ〉

- 1 団体所在地
法人の場合は登記された住所を、任意団体の場合は事務所の所在地（事務所がない場合は代表者の自宅の所在地）を記入してください。
- 2 団体名
団体名称を記入してください。
- 3 代表者名
法人の場合は理事長名、任意団体は代表者の名前を記入してください。
- 4 事業責任者氏名
提案に係る責任者を記入してください。（代表者と同一の場合は「代表者に同じ」と記入してください。）
- 5 事業名
提案する事業の名称を簡潔・明瞭に設定してください。
なお、「府中市市民提案型協働事業提案書（事業実施計画書）」「事業収支予算書」も同様の名称を記入してください。
- 6 事業実施時期
事業の実施日（イベント等を行う予定の日）を記入してください。
- 7 総事業費
事業実施に係る金額を記入してください。なお、「提案書（事業実施計画書）」「事業収支予算書」と金額を合わせてください。
- 8 交付要望額
総事業費のうち、対象経費となる金額の2分の1の額で、上限額が50万円までの金額を記入してください。
(例 総事業費100万円、対象経費70万円の場合、35万円が補助金申請額となります。)

補助金算出方法のイメージ

市民提案型協働事業における補助金の算出方法は、補助対象経費の2分の1を限度とし、上限額は50万円となります。

【補助金の計算例】

例1 総事業費20万円、補助対象経費20万円の場合
 $20万円 \times 1/2 = 10万円$ (補助金額)

例2 総事業費20万円、補助対象経費10万円の場合、補助対象外経費10万円の場合
 $10万円 \times 1/2 = 5万円$ (補助金額)

例3 総事業費150万円、補助対象経費150万円の場合
 $150万円 \times 1/2 = 75万円 > 50万円$ (補助金額)

【事業収入がある場合】

講座等の参加費や事業に対しての協賛金など、事業収入がある場合は、あらかじめ収支予算書で計上してください。

事業実施の結果、事業収入と補助金の合計額が事業費（当該事業に必要なお金）を上回った場合は、補助金を返還していただきます。

例1 総事業費20万円、補助対象経費20万円、事業収入5万円の場合

事業収入 (5万円)	自己資金 (5万円)	提案型協働事業補助金 (10万円)
---------------	---------------	----------------------

例2 総事業費20万円、補助対象経費20万円、事業収入15万円の場合

事業収入 (15万円)	提案型協働事業補助金 (5万円)
----------------	---------------------

※ 補助金10万円の交付を受けていたが、事業収入と補助金の合計額（25万円）が総事業費（20万円）を上回るため、補助金5万円を返還

例3 総事業費20万円、補助対象経費10万円、補助対象外経費10万円、事業収入15万円の場合

事業収入 (15万円)	提案型協働事業補助金 (5万円)
----------------	---------------------

府中市市民提案型協働事業提案書（事業実施計画書）

P.38～「総合計画該当チェックシート」を参考に記入してください。

	名	〇〇〇会
	名	市民協働啓発動画の制作
第7次総合計画の位置付け	(第7次総合計画の施策番号及び施策名を記入してください。) 施策番号【101】 施策名【多様な主体による地域貢献活動の促進と市民協働の推進】	
事業の目的	協働の認知度向上	
事業の必要性	<p>(どのような地域課題があるか、なぜこの事業が必要か、どのような市民サービスの向上が図れるかなどを記入してください。)</p> <p>(現状と課題) 府中市では、「みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち」の実現に向けて、協働によるまちづくりを進めているが、平成29年に実施した市政世論調査において、「協働」の言葉も意味も知らないと回答した市民が45%にのぼり、協働の認知度に課題がある。また協働の意義や利点をそのまま解説しても、市民にすんなり理解してもらうのは難しい。</p> <p>(必要性) そのため、市民の目線から、親しみやすく、わかりやすい市民協働啓発のアニメーション動画を制作することで、より多くの市民に協働を意識してもらい、市民活動の活性化や市民協働のより一層の推進を図ることができる。</p>	
提案内容	事業実施時期	令和5年4月1日から11月30日まで(予定)
	実施場所	市民活動センターほか(予定)
	対象者	市民
	実施内容	市民協働啓発動画の企画、制作。 多様なアニメ風キャラクターが協働をテーマにしたトークを展開する。 声優やキャラクター名を広報等により公募し、多くの市民を巻き込みながら誰もが親しみやすいアニメーション動画を制作する。
	市担当課	協働共創推進課
	他団体等との連携	有(想定している団体等)・ 無
事業成果	期待する事業成果	(実施することで、どのような成果があるかなどを記入してください。) 協働に対する関心と理解を高めることができる。
	事業成果の活用方法及び将来の展望	(どのように成果を捉え、どのように活用を図るかなどを記入してください。) 完成した動画をイベントやホームページで公開する。また、SNS等で広く一般に拡散し、長期にわたって閲覧機会を提供する。

協働の意義及び役割分担	協働の必要性	(なぜ市と協働で実施する必要があるのかなどを記入してください。) 声優やキャラクター名の募集など、市民を巻き込みながら動画を制作していくためには、市の力が必要である。また、打合せ会場の確保など、当会だけでは限界がある。さらに、完成した動画は市の広報媒体等を活用して、市内全域に広げ、より多くの市民の目に触れるようにする必要がある。市においても、協働の認知度を上げていくことが望ましい姿と考えることから、協働で実施する必要があるものと捉えている。	
	協働することによるメリット	(団体のメリット) 生活者の視点からITを考えることを趣旨としている団体にとって、より一層の活動展開を図るきっかけになる。	
		(市のメリット) 行政単独よりも、市民に親しみやすい市民目線の動画を制作することができる。協働がわかりやすく伝わり、認知度が向上する。	
		(市民のメリット) 協働の認知度が向上し、協働の担い手や協働の機会が増加することで、多様な地域課題の解決につながる可能性が高まる。	
	協働することによる相乗効果	(協働で実施することで、事業にどのような効果があるか記入してください。) 協働に対する市の取り組み、団体活動に対する関心と親近感を高めることができる。	
役割分担	(団体の役割) 企画、運営。動画の構成、編集などの作業全般。		
	(市の役割) 出演者の手配および連絡、会場確保、広報など。		
実現性(実施スケジュール)	時期	内容	
	令和5年4月	(適宜けい線を入れるなどして見やすく記載ください。) ・団体と市の打合せ	
	令和5年5月	・キャラクター、シナリオ案の作成(団体)	
	令和5年6月	・声優の募集(市)、キャラクター名の募集	
	令和5年7月	・声優オーディションの実施(市・団体)	
	令和5年8月	・収録の実施(市・団体)	
	令和5年10月	・完成、納品(団体)	
	令和5年11月 令和5年12月	・広報・市ホームページ掲載(市)、イベントでのPR(市・団体) ・振り返りの実施(市・団体)、報告書提出(団体)	
事業のアピールポイント	(創意工夫や事業への思いなどを記入してください。) 啓発動画を通じて、声優やキャラクター名の応募など、老若男女、どのような形でも参加することができ、アニメーション制作という非日常の場に携わることができます。参加することで興味がわき、取組への共感も得られ、さらに共に創りだす感動を味わうことができます。多くの方に参加いただき、協働の輪を広げていきましょう!		
総事業費	380,000円※②	交付 要望額	190,000円※①
※ 事業費明細は「事業収支予算書」のとおり			

ロジックモデル

事業名	市民協働啓発動画の制作
-----	-------------

インプット (団体の資源)	活動 (提案内容)	アウトプット (活動の結果)	短期アウトカム (事業終了時変化)	長期アウトカム (ビジョン)
活動の実施に必要な、団体が保有するヒト・モノ・カネ・ノウハウなどの資源	今回の提案事業で実施する活動の概要	活動によって直接得られる、活動直後の結果（ある程度コントロールが可能）	活動やアウトプットにより後からやってくる変化・成果（補助事業終了時点）	短期達成は困難だが、活動が将来的に目指す社会変化。目的・ビジョン。
例：〇〇資格保有者、研修会場、研究成果	例：セミナー開催、イベント開催、プログラム開発、参加者募集	例：参加者数、実施回数	例：スマホ活用頻度向上、自然好きな人増加、自己肯定感の向上（アンケート）	例：虐待のない社会、子どもの社会性向上、デジタル格差解消
<ul style="list-style-type: none"> ITスキルを有する人 映像制作スキルを有する人 映像制作スタジオ 	<ul style="list-style-type: none"> 市民協働を啓発するアニメーション動画の制作 声優オーディション キャラクター名の募集 	<ul style="list-style-type: none"> 声優オーディション参加者〇人 キャラクター名応募者〇人 制作した動画 動画閲覧者〇人 	<ul style="list-style-type: none"> SNSの閲覧件数〇件 動画を見て協働を理解したという人〇%（アンケート） 	<ul style="list-style-type: none"> 協働の認知度向上

事業収支予算書

団体名	〇〇〇会		$(③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪) \times 1/2$ ※対象経費合計 (A) (但し、500,000 円を限度)
事業名	市民協働啓発動画の制作		
1 収入の部	自己資金、入場料、広告料、協賛金、会費、売上金 等		
科			経費の明細
補助	①190,000 円	※「府中市市民提案型協働事業提案書（事業実施計画書）」の交付要望額と同額	
自主財源	自己資金	190,000 円	
		円	
合計	②380,000 円	※「府中市市民提案型協働事業提案書（事業実施計画書）」の総事業費と同額	

2 支出の部

科 目	金 額	経 費 の 明 細	
対象経費	報償費（謝礼金）	③15,000 円	声優謝礼 3,000 円 × 5 人
	消耗品費	④102,000 円	動画編集ソフトウェア 42,000 円 USB メモリ/HDD・ケーブル（データ保管・変換用） 50,000 円 ・文具・用紙・トナー代（絵コンテ作成・写真出力用） 10,000 円
	印刷製本費	⑤0 円	
	通信運搬費	⑥3,000 円	交通費 3,000 円（スタジオー府中間）
	保険料	⑦0 円	
	使用料及び賃借料	⑧254,750 円	スタジオ使用料 44,750 円 イラスト制作費 150,000 円 音楽効果費 60,000 円
	設営費	⑨0 円	
	人件費	⑩5,250 円	
	その他	⑪0 円	
	小計（A）	380,000 円	
対象外経費	食糧費	0 円	
	小計（B）	0 円	
合計（A+B）	②380,000 円	※「府中市市民提案型協働事業提案書（事業実施計画書）」の総事業費と同額	

人件費積算表

氏名	作業内容	時間数 (時間)	金額 (円)	妥当性 ※事務局使用欄
府中 太郎	イベント運営作業	5	5,250	
人件費合計額			5,250	

団 体 概 要 書

団 体 名	〇〇〇会			
代 表 者	フリガナ フユウダウ 氏 名 府中太郎			
所 在 地 (連絡先)	住 所 〒 - 上に同じ			
	電話 042-335-4414		FAX 042-365-3595	
	E-Mail siminkyodo01@city.fuchu.tokyo.jp			
事業責任者	住 所 〒 -			
	フリガナ 氏 名 上に同じ			
	電話		FAX	
	E-Mail			
事業形態	<input type="checkbox"/> 法人 <input checked="" type="checkbox"/> 法人格のない市民活動団体			
法人番号 (法人の場合)	00000000000000			
設立年月日	平成25年4月1日			
会 費 等	入会金 (5,000円) 会 費 (年・月 2,000円)			
活動内容 (活動目的などを記入してください。)	ウェブサイトの製作・運営及びIT講座の企画実施を通して、地域コミュニケーションの活性化を図るとともに、情報化社会の推進に貢献する。			
直近2年の活動実績及び当該年度の活動予定	年 度	内 容	年間収入	年間支出
	令和元年度	・ウェブサイトの運営 ・ICT勉強会の実施	100,000	100,000
	令和2年度	・ウェブサイトの運営 ・ICT勉強会の実施	100,000	100,000
	令和3年度	・ウェブサイトの運営 ・ICT勉強会の実施	100,000	100,000

当該年度（申請書を提出する年度）の活動予定を記載してください。

〈 採択された場合のみ提出してください 〉

府中市市民提案型協働事業補助金交付要望書

***年 **月 **日

府中市長

団体所在地 府中市宮西町2-24
 団体名 ○○○会
 代表者名 代表 府中 太郎
 事業責任者氏名 代表者に同じ
 電 話 042(335)4414

令和5年度補助金を、次のとおり交付されるよう要望します。

事業名	市民協働啓発動画の制作
事業実施時期	令和5年4月1日から11月30日まで(予定)
総事業費	380,000円 ※②
交付要望額	190,000円 ※①
添付書類	1 事業実施計画書 2 事業収支予算書 3 団体概要書 4 団体の定款又は会則 5 団体の会員名簿

IV 必要な書類とその記入方法【行政提案型協働事業】

【府中市行政提案型協働事業提案書（事業実施計画書）】

- 1 事業の目的
事業の目的を簡潔に記入してください。
- 2 事業の必要性
事業を計画した背景にある地域課題や行政課題について、課題の解決や市民サービスの向上をねらいにしていることを、整合性、市民要望など、根拠も示して記入してください。
- 3 事業実施時期
事業の実施日（イベント等を行う予定の日）を記入してください。
- 4 実施場所
事業を行う会場を記入してください。
- 5 対象者
どういった方を対象としているか（例 市民、20歳以上の女性、子育て中のママ、60歳以上の男性など）を記入してください。
- 6 実施内容
どのような内容の事業を行うかを記入してください。
- 7 他団体との連携
他団体との連携の有無について記入してください。ある場合は団体名も記入してください。
- 8 期待する事業成果
事業を実施することにより、団体・市・市民にとってどのような効果や成果があるかを記入してください。
- 9 事業の成果の活用方法及び将来の展望
事業の成果をどのように捉え、今後どのように活用していくのかを記入してください。
- 10 協働の必要性
協働の手法で市と事業を実施する必要性について記入してください。
- 11 協働することによるメリット
協働の手法で市と事業を実施するメリットをそれぞれ記入してください。
- 12 協働することによる相乗効果
協働で実施することで、事業にどのような効果があるか記入してください。
- 13 役割分担
協働事業を実施するに当たって、団体が担う役割と市の担当課が担う役割をそれぞれ記入してください。
- 14 事業実施スケジュール
事業の具体的なスケジュールと内容などを、時系列でできるだけ詳しく記入してください。（いつ、どこで、だれと、だれを相手に、どのように、何をするか、など。）
※ 別紙で作成いただいても構いません。（その場合、記入欄に「別紙のとおり」と記入

してください。)

15 事業のアピールポイント

創意工夫した点や、事業への思いなどを記入してください。

【ロジックモデル】

1 インプット（団体の資源）

活動の実施に必要な、団体が保有するヒト・モノ・カネ・ノウハウなどの資源を記入してください。

2 活動（提案内容）

今回の提案事業で実施する活動の概要を記入してください。

3 アウトプット（活動の結果）

活動によって直接得られる、活動直後の結果（ある程度コントロールが可能なもの）を記入してください。

4 短期アウトカム（事業終了時変化）

活動やアウトプットにより後からやってくる変化・成果（補助事業終了時点）を記入してください。

5 長期アウトカム（ビジョン）

短期達成は困難だが、活動が将来的に目指す社会変化や目的・ビジョンを記入してください。

【事業収支予算書】

1 収入の部

市委託料や自主財源等、事業に係る収入を記入してください。

受益者負担の観点から、参加費を徴収する事業も可能ですが、委託料に係る収入は市の歳入になりますのでご承知おきください。

2 支出の部

費目ごとに分類し、事業に係る支出を記入してください。

また、各費目の積算内訳（品目、単価、数量等）を明示してください。

【人件費積算表】（※人件費を計上する場合のみ）

1 氏名

作業を行うスタッフの氏名を記入してください。

2 作業内容

人件費として計上する作業の内容を詳しく記入してください。

3 時間数

作業時間を記入してください。（単位：時間）

4 金額

作業時間数×基準単価（1,050円）の金額を記入してください。（単位：円）

【団体概要書】

市民提案型協働事業と同様です。P. 27にある記入例をご参照ください。

【府中市行政提案型協働事業提案申込書】 〈採択された場合のみ〉

1 団体所在地

法人の場合は登記された住所を、任意団体の場合は事務所の所在地（事務所がない場合は代表者の自宅の所在地）を記入してください。

2 団体名

団体名称を記入してください。

3 代表者名

法人の場合は理事長名、任意団体は代表者の名前を記入してください。

4 事業責任者氏名

提案に係る責任者を記入してください。（代表者と同一の場合は「代表者に同じ」と記入してください。）

5 事業名

提案する事業の名称を簡潔・明瞭に設定してください。

なお、「府中市行政提案型協働事業提案書（事業実施計画書）」「事業収支予算書」も同様の名称を記入してください。

府中市行政提案型協働事業提案書（事業実施計画書）

団 体 名	〇〇〇会	
事 業 名	市民協働啓発動画の制作	
事業の目的	協働の認知度向上	
事業の必要性	<p>（どのような地域課題があるか、なぜこの事業が必要か、どのような市民サービスの向上が図れるかなどを記入してください。）</p> <p>（現状と課題）府中市では、「みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち」の実現に向けて、協働によるまちづくりを進めているが、平成 29 年に実施した市政世論調査において、「協働」の言葉も意味も知らないと回答した市民が 45%にのぼり、協働の認知度に課題がある。また協働の意義や利点をそのまま解説しても、市民にすんなり理解してもらうのは難しい。</p> <p>（必要性）そのため、市民の目線から、親しみやすく、わかりやすい市民協働啓発のアニメーション動画を制作することで、より多くの市民に協働を意識してもらい、市民活動の活性化や市民協働のより一層の推進を図ることができる。</p>	
提案内容	事業実施時期	令和5年4月1日から11月30日まで（予定）
	実施場所	市民活動センターほか（予定）
	対象者	市民
	実施内容	<p>市民協働啓発動画の企画、制作。</p> <p>多様なアニメ風キャラクターが協働をテーマにしたトークを展開する。</p> <p>声優やキャラクター名を広報等により公募し、多くの市民を巻き込みながら誰もが親しみやすいアニメーション動画を制作する。</p>
	他団体等との連携	有（想定している団体等）・ 無
事業成果	期待する事業成果	<p>（実施することで、どのような成果があるかなどを記入してください。）</p> <p>協働に対する関心と理解を高めることができる。</p>
	事業成果の活用方法及び将来の展望	<p>（どのように成果を捉え、どのように活用を図るかなどを記入してください。）</p> <p>完成した動画をイベントやホームページで公開する。また、SNS等で広く一般に拡散し、長期にわたって閲覧機会を提供する。</p>
及	協働の必要性	<p>（なぜ市と協働で実施する必要があるのかなどを記入してください。）</p> <p>声優やキャラクター名の募集など、市民を巻き込みながら動画を制作してい</p>

		<p>くためには、市の力が必要である。また、打合せ会場の確保など、当会だけでは限界がある。さらに、完成した動画は市の広報媒体等を活用して、市内全域に広げ、より多くの市民の目に触れるようにする必要がある。</p> <p>市においても、協働の認知度を上げていくことが望ましい姿と考えることから、協働で実施する必要があるものと捉えている。</p>
	協働することによる メリット	<p>(団体のメリット) 生活者の視点からITを考えることを趣旨としている当団体にとって、より一層の活動展開を図るきっかけになる。</p> <p>(市のメリット) 行政単独よりも、市民に親しみやすい市民目線の動画を製作することができる。協働がわかりやすく伝わり、認知度が向上する。</p> <p>(市民のメリット) 協働の認知度が向上し、協働の担い手や協働の機会が増加することで、多様な地域課題の解決につながる可能性が高まる。</p>
	協働することによる 相乗効果	<p>(協働で実施することで、事業にどのような効果があるか記入してください。)</p> <p>協働に対する市の取り組み、団体活動に対する関心と親近感を高めることができる。</p>
	役割分担	<p>(団体の役割) 企画、運営。動画の構成、編集などの作業全般。</p> <p>(市の役割) 出演者の手配および連絡、会場確保、広報など。</p>
実現性 (実施スケジュール)	時期	内容
	<p>令和5年4月</p> <p>令和5年5月</p> <p>令和5年6月</p> <p>令和5年7月</p> <p>令和5年8月</p> <p>令和5年10月</p> <p>令和5年11月</p> <p>令和5年12月</p>	<p>(適宜けい線を入れるなどして見やすく記載ください。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体と市の打合せ ・キャラクター、シナリオ案の作成(団体) ・声優の募集(市)、キャラクター名の募集 ・声優オーディションの実施(市・団体) ・収録の実施(市・団体) ・完成、納品(団体) ・広報・市ホームページ掲載(市)、イベントでのPR(市・団体) ・振り返りの実施(市・団体)、報告書提出(団体)
	事業のアピールポイント	<p>(創意工夫や事業への思いなどを記入してください。)</p> <p>啓発動画を通じて、声優やキャラクター名の応募など、老若男女、どのような形でも参加することができ、アニメーション制作という非日常の場に携わることができます。参加することで興味がわき、取組への共感も得られ、さらに共に創り出す感動を味わうことができます。多くの方に参加いただき、協働の輪を広げていきましょう!</p>
※ 事業費明細は「事業収支予算書」のとおり		

ロジックモデル

事業名	市民協働啓発動画の制作
------------	--------------------

インプット (団体の資源)	活動 (提案内容)	アウトプット (活動の結果)	短期アウトカム (事業終了時変化)	長期アウトカム (ビジョン)
活動の実施に必要な、団体が保有するヒト・モノ・カネ・ノウハウなどの資源	今回の提案事業で実施する活動の概要	活動によって直接得られる、活動直後の結果（ある程度コントロールが可能）	活動やアウトプットにより後からやってくる変化・成果（補助事業終了時点）	短期達成は困難だが、活動が将来的に目指す社会変化。目的・ビジョン。
例：〇〇資格保有者、研修会場、研究成果	例：セミナー開催、イベント開催、プログラム開発、参加者募集	例：参加者数、実施回数	例：スマホ活用頻度向上、自然好きな人増加、自己肯定感の向上（アンケート）	例：虐待のない社会、子どもの社会性向上、デジタル格差解消
<ul style="list-style-type: none"> ・ ITスキルを有する人 ・ 映像制作スキルを有する人 ・ 映像制作スタジオ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民協働を啓発するアニメーション動画の制作 ・ 声優オーディション ・ キャラクター一名の募集 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 声優オーディション参加者〇人 ・ キャラクター一名応募者〇人 ・ 制作した動画 ・ 動画閲覧者〇人 	<ul style="list-style-type: none"> ・ SNSの閲覧件数〇件 ・ 動画を見て協働を理解したという人〇%（アンケート） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協働の認知度向上

事業収支予算書

事業名	市民協働啓発動画の制作
-----	-------------

1 収入の部

科目	金額	財源の明細等
市委託料	380,000 円	
	円	
	円	
	円	
合計	380,000 円	

2 支出の部

科目	金額	経費の明細等
報償費（謝礼金）	15,000 円	声優謝礼 3,000 円×5人
消耗品費	102,000 円	動画編集ソフトウェア 38,000 円 画像編集ソフトウェア 4,000 円 USB メモリ/HDD・ケーブル（データ保管・変換用） 50,000 円 ・文具・用紙・トナー代（絵コンテ作成・写真出力用） 10,000 円
印刷製本費	0 円	
通信運搬費	3,000 円	交通費 3,000 円（スタジオー府中間）
保険料	0 円	
使用料及び賃借料	254,750 円	スタジオ使用料 44,750 円 イラスト制作費 150,000 円 音楽効果費 60,000 円
設営費	0 円	
人件費	5,250 円	
賄費	0 円	
合計	380,000 円	

人件費積算表

氏名	作業内容	時間数 (時間)	金額 (円)	妥当性 ※事務局使用欄
府中 太郎	イベント運営作業	5	5,250	
人件費合計額			5,250	

〈 採択された場合のみ提出してください 〉

府中市行政提案型協働事業提案申込書

***年 **月 **日

府中市長

団体所在地 **府中市宮西町2-24**
 団体名 **〇〇〇会**
 代表者名 **代表 府中 太郎**
 事業責任者氏名 **代表者に同じ**
 電 話 **042(335)4414**

府中市行政提案型協働事業について、次のとおり提案します。

事業名	市民協働啓発動画の制作
添付書類	1 事業実施計画書 2 事業収支予算書 3 団体概要書 4 団体の定款又は会則 5 団体の会員名簿

V 総合計画該当チェックシート

府中市では、令和4年度から令和11年度までの8年間を計画期間とする「第7次府中市総合計画」を策定し、この計画に基づき、まちづくりを進めています。

「第7次府中市総合計画」は、市が将来どのようなまちにしていけるか、そのためにどのように取り組んでいくかについて、総合的かつ計画的に取りまとめたものです。

なお、令和4年度からの「第7次府中市総合計画」は、市のホームページでご覧いただけます。

企画提案する事業は、「第7次府中市総合計画」のどの施策に位置付けられていますか？位置付けられるものにチェックしてみてください。

1 人と人が支え合い誰もが幸せを感じるまち（保健・福祉）

- | | |
|--------------------------------------|--------------------------------|
| 1 健康づくりの支援
健康推進課 | 12 障害者の地域生活支援
障害者福祉課 |
| 2 疾病予防対策の充実
健康推進課 | 13 障害児への支援の充実
障害者福祉課 |
| 3 地域医療体制の整備
健康推進課 | 14 高齢者医療制度の普及と推進
保険年金課 |
| 4 地域における子育て支援
子育て応援課 | 15 国民健康保険の運営
保険年金課 |
| 5 妊娠期から子育て期までの継続的な支援
子ども家庭支援課 | 16 国民年金の普及
保険年金課 |
| 6 ひとり親家庭への支援
子育て応援課 | 17 介護保険制度の円滑な運営
介護保険課 |
| 7 教育・保育サービスの充実
保育支援課 | 18 低所得者の自立支援
生活福祉課 |
| 8 高齢者がいきいきするための支援
高齢者支援課 | 19 住宅セーフティネット制度の推進
住宅課 |
| 9 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすための支援
高齢者支援課 | 20 つながり支え合う地域づくり
地域福祉推進課 |
| 10 障害者の社会参加の推進
障害者福祉課 | 21 安心して生活できる福祉環境の整備
地域福祉推進課 |
| 11 障害者差別の解消と相談支援機能の充実
障害者福祉課 | |

2 緑とともに暮らせる快適で安全安心なまち（生活・環境）

22	生物多様性の保護と回復	環境政策課	29	継続的・安定的なごみの適正処理の確保	資源循環推進課
23	公園緑地等の活用促進	公園緑地課	30	交通安全の推進	地域安全対策課
24	環境に配慮した活動の促進	環境政策課	31	地域安全の推進	地域安全対策課
25	まちの環境美化の推進	環境政策課	32	危機管理対策の強化	防災危機管理課
26	公害対策の推進	環境政策課	33	消防力の充実	防災危機管理課
27	斎場・墓地の管理運営	環境政策課	34	震災に対応した建築物等の誘導	住宅課
28	ごみの発生抑制・循環的な利用の促進	資源循環推進課			

3 多様性を認め合い人と文化が磨かれるまち（文化・学習）

35	人権意識の醸成	多様性社会推進課	45	歴史文化遺産の保存と活用	ふるさと文化財課
36	平和意識の啓発	文化生涯学習課	46	スポーツ活動の普及・促進	スポーツタウン推進課
37	男女共同参画の推進	地域コミュニティ課	47	スポーツ環境の整備	スポーツタウン推進課
38	都市間交流の促進	多様性社会推進課	48	トップチーム等との連携	スポーツタウン推進課
39	多文化共生の推進	多様性社会推進課	49	社会を主体的・創造的によりよく生きる力の育成	指導室
40	地域コミュニティの活性化支援	地域コミュニティ課	50	学びの機会を保障するための支援の充実	学務保健課
41	学習機会の提供と環境づくりの推進	文化生涯学習課	51	子どもの学びを支える教育環境の充実	学校施設課
42	図書館サービスの充実	図書館	52	小学生の放課後の居場所づくりの推進	児童青少年課
43	市民の文化・芸術活動の支援	文化生涯学習課	53	青少年健全育成活動の推進	児童青少年課
44	文化施設の有効活用	文化生涯学習課			

4 多様性を認め合い人と文化が磨かれるまち（文化・学習）

54	計画的な土地利用の推進	計画課	62	下水道施設の機能確保	下水道課
55	適正な開発事業の誘導	計画課	63	中小企業の経営基盤強化の支援	産業振興課
56	質の高い建築物の確保	建築指導課	64	地域商業の振興	産業振興課
57	魅力ある景観の保全・形成	計画課	65	工業の育成	産業振興課
58	公共交通の利便性の向上	計画課	66	観光資源の活用・創出による地域活性化	観光プロモーション課
59	市内の拠点におけるまちづくりの推進	まちづくり拠点整備推進本部	67	消費生活の向上	産業振興課
60	けやき並木と調和したまちづくりの推進	産業振興課	68	農地の保全及び魅力ある農業経営への支援	産業振興課
61	安全で持続可能な道路機能の保全・整備	道路課	69	農業とふれあう機会の拡充	産業振興課

行財政運営

101	多様な主体による地域貢献活動の促進と市民協働の推進	協働共創推進課	105	市民ニーズや行政課題に的確に対応できる人材の育成	職員課
102	多様な媒体を活用した市政情報の発信	秘書広報課	106	デジタル化の推進と情報セキュリティの強化	情報戦略課
103	広聴活動・情報公開の充実	広聴相談課	107	長期的視点に立った公共資産の維持・活用	建築施設課
104	安定的な行政サービスの提供	政策課	108	持続可能な財政運営	財政課

VI 提案型協働事業審査基準

審査項目		審査の視点	得点
地域課題・市民ニーズ分析		地域課題をデータ等により具体的に認識・分析し、市民や地域のニーズを的確に捉えているか。	/10
先駆性		新しい視点と創意により組み立てられた、先駆的な事業か。	/5
事業の妥当性	公共性（公益性）	不特定多数の市民の利益又は社会全体の利益につながるもので、市が関わることがふさわしい事業であるか。	/10
	具体性	事業内容や実施方法は、具体的かつ現実的に考えられているか。	/5
	目標・成果設定	事業を行う事により達成しようとする目標や成果は明確になっているか。	/5
	費用対効果	費用対効果の視点に立った検討がされているか。	/5
事業成果	事業の発展性・将来展望	事業に継続性があるとともに、制度適用期間後にわたる自主的な活動による発展性・将来性があるか。	/5
	市民力の向上	多くの市民が関わりを持つなど、市民力や地域力の向上につながるか。	/5
協働の必要性	必要性	課題解決のために協働という手法が必要か。	/10
	役割分担	団体と市の役割分担が明確かつ妥当なものであるか。	/5
	効果	課題解決のために協働で事業を実施することによって、相乗効果・波及効果、市民サービスの向上が期待できるか。	/10
実現可能性	実施能力	事業を遂行する能力（事業実施に必要な専門的な知識や技術、実績・体制など）があると認められる団体か。	/5
	相互理解	団体と市がそれぞれの特性や違いを認め合い、共通認識に立って進めていくことができる事業となっているか。	/10
	予算の適当性	実現可能で、継続性を考慮した予算の積算が行われているか。	/5
	プレゼンテーション能力	提案書や提案説明で、事業のポイントや団体の熱意を的確に伝えられているか。	/5
合計			100

Ⅶ 府中市市民提案型協働事業補助金交付要綱

平成27年2月27日

要綱第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、協働によるまちづくりの一層の推進を図るため、府中市市民提案型協働事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、府中市補助金等交付規則（昭和52年11月府中市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「協働」とは、多様で多層な主体が情報を共有し、相互の立場や特性を認めつつ、対等の立場で、それぞれの役割を果たし、共通する課題の解決や社会的な目的の実現に向けて、公益的な価値を相乗的に生み出すため、連携・協力することをいう。

2 この要綱において「市民」とは、市内在住者、市内在勤者、市内在学者並びに市内で活動する法人及び市民活動団体をいう。

3 この要綱において「市民活動団体」とは、構成員が5人以上で、その過半数が市内在住者、市内在勤者若しくは市内在学者である団体又は市内に事務所若しくは活動の拠点を有する団体をいう。

4 この要綱において「市民提案型協働事業」とは、市内において実施され、地域の課題や社会的な課題の解決に向けて市民と市とが協働により取り組む事業であって、市長の募集に応じ、市民が提案するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす法人又は市民活動団体とする。

- (1) 定款、規則、会則その他の組織の運営に関する基本的事項を定めたものを有すること。
- (2) 適正な会計処理が行われていること又は行われる見込みがあること。
- (3) 政治活動又は宗教活動を目的としていないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下でないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）の規定による処分を受けていないこと又は当該団体若しくはその役職員若しくは構成員の統制下でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条に規定する者が実施する市民提案型協働事業であって、その具体的な効果が期待できるものとする。

る。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、対象としない。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 特定の個人又は団体のみが利益を受けるもの
- (3) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (4) 施設等の整備を目的とするもの
- (5) 政策立案のための調査その他の政策の提案に関するもの
- (6) 学術的な研究に関するもの
- (7) 地域住民の交流行事その他の親睦を目的とするもの
- (8) 国、地方公共団体等から補助を受けるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付の対象となる事業として不相当と認めるもの

2 補助対象事業は、原則として単年度で完了するものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 講師等への謝礼金
- (2) 消耗品費
- (3) 印刷製本費
- (4) 通信運搬費
- (5) 保険料
- (6) 会場等の使用料又は賃借料
- (7) 会場の舞台装置その他の設備の設営費
- (8) 人件費
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

(補助金額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1に相当する額とし、50万円を限度とする。

2 補助対象事業の実施により収入が生じる場合において、前項の規定により算定した補助金の額及び当該収入の合計額が当該補助対象事業に要した費用の総額を上回るときは、当該上回る額を補助金の額から減額するものとする。

(交付の要望に伴う手続)

第7条 市長は、規則第3条の規定による補助金の交付の要望を受けたときは、当該要望をした者に対し、公開の場で当該要望に係る市民提案型協働事業の内容について発表する機会を与えるものとする。

2 市長は、前項に規定する要望に係る市民提案型協働事業の具体的な効果の検討に際し必要があると認めるときは、府中市附属機関の設置等に関する条例（平成27年3月府中市条例第1号）別表に規定する府中市市民協働推進会議に意見を聴くことができる。

(補助金の請求)

第8条 規則第7条第1項に規定する補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」

という。)は、同条第2項に規定する通知を受けた後に、請求書を市長に提出することにより当該決定された額を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求に係る交付決定者に対し、補助金を交付するものとする。

(実績報告の時期)

第9条 規則第11条の規定による実績報告は、補助対象事業の完了後30日以内に行わなければならない。

(精算)

第10条 規則第11条の規定による実績報告を行った交付決定者は、補助対象事業の実績に基づき算出した補助金の額が第8条第2項の規定により交付を受けた補助金の額を下回るときは、その差額を返還しなければならない。

(様式)

第11条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年10月23日要綱第78号)

この要綱は、平成27年10月23日から施行する。

付 則 (令和4年6月22日要綱第72号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の府中市市民提案型協働事業補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日以後に実施する事業について適用し、同日前までに実施する事業については、なお従前の例による。

VIII よくある質問

■提案について

Q1 個人での提案はできますか？

A1 個人からの提案は対象外です。協働事業提案制度は、市民（団体）と市とが協働で行う事業です。

Q2 企業でも提案することは可能ですか？

A2 可能です。府中市では、事業者（企業等）も協働の主体としていることから、提案することができます。

Q3 複数の団体による共同提案は可能ですか？

A3 可能です。ただし、団体概要書や名簿はそれぞれ提出が必要となります。
なお、代表となる連絡者は1名、補助金や委託料の振込に必要な口座は1件となりますので、ご注意ください。

Q4 提案できる団体に、“市内に活動拠点を有する”、“府中市内で活動している”とありますが、団体の構成員のほとんどが市外在住者の場合、応募はできないのでしょうか？

A4 府中市では、協働の主体となる市民を、“市内に住み、働き、学び、又は活動する全ての人”としています。
そのため、府中市内で事業を実施し、市民サービスの向上に寄与することが認められる事業であれば、団体の構成メンバーが市外の人であっても問題ありません。

Q5 市民提案型協働事業と行政提案型協働事業の2つに提案することは可能ですか？

A5 可能です。それぞれの制度は1団体につき1事業までの提案となりますが、2つの制度それぞれに1事業ずつ提案することはできます。

Q6 応募方法の中で、“担当課との調整”とありますが、担当課と打合せを実施した結果、事業内容が変わることがあるのでしょうか？

A6 担当課との打合せは、提案いただいている事業をより実行性の高いものとするために実施します。
そのため、打合せを踏まえて、より効果的な事業なるように、事業内容や役割分担等について修正がある場合があります。

■提案書の記入について

Q7 役割分担の中の“市の役割”として、どのようなものがありますか？

A7 市の役割は、イベントのPRや情報発信、情報提供、関係機関や関連団体との調整、

事業の補助、イベント当日の運営など、事業内容によって様々な役割が想定されます。協働事業は、それぞれの得意分野を生かすことによる相乗効果を期待するものであるため、事業内容に沿ってどのような役割を市に期待するのかを考えたいうえで、打合せ時に相談をしてみましょう。

Q 8 総事業費のうち対象経費からしか補助金が交付されないのであれば、対象外経費を記載する必要はないのではないですか？

A 8 事業規模や総事業費に占める補助金の割合を把握するため、記載をお願いします。

■事業内容について

Q 9 すでに市から後援をいただいている事業の申請を検討しています。新たな事業でないと申請できないでしょうか。

A 9 既存の事業でも構いませんが、市との協働の必要性についてよくご検討いただく必要があります。

Q 10 事業の実施を4、5月に考えていますが、日程的に厳しいでしょうか。

A 10 予算の可決（3月下旬）から事業実施までの時間的余裕がないこと、補助金等は当該年度にならないと支払いができないことから、余裕をもって実施する方が望ましいです。

Q 11 動画や冊子の作成など、イベント以外の提案でもよいですか？

A 11 問題ありません。

Q 12 実施場所は府中市内のみですか？

A 12 原則、市内での実施に限ります。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、オンライン配信を実施する場合などは、ご相談ください。

■事業費について

Q 13 事業実施にあたり、参加費や協賛金などを徴収しても問題はありませんか？

A 13 問題ありません。今後の自立性や継続性の確保のためにも、できるだけ自主財源の確保に努めてください。

ただし、市民提案型協働事業において、事業実施の結果、事業収入と補助金の合計額が事業費（当該事業に必要なお金）を上回った場合は、補助金を返還していただきますので、ご注意ください。（P. 21 参照）

また、行政提案型協働事業において、参加費等の事業収入は市の収入となります。現金は市担当課が取り扱うこととなりますので、参加費等を徴収する場合は事前に担当課と調整してください。

Q14 食べ物の販売などで売上を出すことは可能ですか？

A14 実費相当分など妥当な範囲内であれば可能です。
ただし保健所への手続き等をお願いいたします。

Q15 団体構成員以外の方に謝礼を支払うことは可能ですか？

A15 可能です。なお、謝礼の金額はP. 6に記載の「府中市謝礼金に関する基準単価(抜粋)」
を上限に算出してください。

Q16 団体構成員に人件費を支払うことは可能ですか？

A16 可能です。P. 5の対象経費の一覧表に人件費を記載しておりますので、ご参照のうえ
算出してください。

Q17 “第7次府中市総合計画”は、どこで見ることが出来ますか？

A17 市役所3階市政情報公開室、市政情報センター、各文化センター、中央・各地区図書館、
男女共同参画センターでご覧いただけます。また、市ホームページにも掲載し
ています。

Q18 クラウドファンディング等で得た事業収入を当該年度に充てようとしたところ、事業
が中止となった場合、その収入は翌年度に繰り越すことが出来ますか？

A18 単年度に完結する事業を前提としているため、当該年度の事業実施のために得た収入
と補助金の合計額が事業費を上回った場合は、上回った額に応じて、補助金の一部ま
たは全額を返還していただくことになります。(P. 21 参照)

■事前相談について

Q19 事前相談の段階では、企画が漠然としていてもよいですか？

A19 漠然としすぎていると打合せに時間がかかってしまうため、ある程度のイメージが固
まっているとよいでしょう。
ただし、提案書の「第7次府中市総合計画の位置付け」など、記入が難しい部分は未
記入でも構いません。書類の書き方等を含めてお早めにご相談ください。

Q20 募集要領や提出書類はデータでありますか？

A20 市ホームページにPDF版とWord版を掲載していますので、ダウンロードしてご利
用ください。